



スポーツや文化、ボランティアなどいろいろな地域の活動にもチャレンジしよう。

自分には自分の、人には人の、その人らしさがあることを大切にしよう。

子どもが参加できるまち（第12条）

大切な子どもの権利



子どもは、自分にかかわりのあることに意見を言ったり、様々な活動に参加する権利があります

大人は、子どもの意見をしっかり受け止めた上で、子どもの年齢や成長にあった対話やアドバイスをするようにしましょう。

大人は、スポーツや文化活動など、地域で子どもがいろいろなことを経験できる機会をつくりましょう。

子ども一人ひとりのことを大切にすまち（第14条）

大切な子どもの権利



子どもは、自分らしさを大切にされながら、育つ権利があります

大人は、子どもの身近な場所に、安全に安心して過ごすことができ、楽しく遊んだり学んだりできる「居場所」を確保し、子どもの主体性や社会性をはぐくみましょう。

きる仕組みづくり

第四節 子どもが参加できるまち

（子どもの参加）

第十二条 子どもは、自分にかかわりのあることについて意見を述べたり、仲間をつくったり、様々な活動に参加したりする権利が尊重されなければなりません。

2 大人は、子どもの意見を受け止めるよう努めなければなりません。この場合、その年齢や成長に応じてふさわしい配慮をしなければなりません。

3 大人は、様々な体験や学習など子どもが活動できる機会をつくるよう努めなければなりません。

（目黒区の取組）

第十三条 目黒区は、子どもの意見の表明、体験や学習、活動のため、次のこ

とを行うよう努めます。

一 区政、施設の運営や行事への子どもの意見の反映

二 子どもの主体的な活動の支援

第五節 子ども一人ひとりのことを大切にすまち

（自分らしさ）

第十四条 子どもは、家庭、育ち学ぶ施設、地域などにおいて、自分らしさを認められながら育つ権利が尊重されなければなりません。

2 大人は、子どもが、安全で安心できる環境の中で、自分が受け入れられ、主体性がはぐくまれる居場所を子どもの身近なところに確保するよう努めなければなりません。

（目黒区の取組）

第十五条 目黒区は、子どもの居場所づく

りのため、次のことを行います。

一 公共施設などの活用

二 子どもが利用しやすい施設の運営

第三章 子どもの権利の相談と擁護

（子どもの権利擁護委員の設置など）

第十六条 区長は、子どもの権利侵害について、子どもやその関係者からの相談や救済の申立てを適切かつ迅速に処理するため、目黒区子どもの権利擁護委員（以下「委員」といいます。）を設置します。

2・3・4・5・6（省略）

（委員の仕事）

第十七条 委員は、次の仕事を行います。

一 子どもの権利侵害について、子ども又はその関係者から相談を受け、その解決のために助言や支援などを行うこと。



区の主な取組み

- 「子ども総合計画」の策定（第5条）
- 「子ども施策推進会議」の設置（第6条）
- 子どもの権利の普及啓発（第7条）
- すべての子育て家庭への支援（第9条）
- 虐待やいじめなど子どもの権利侵害の予防、早期発見、防止のための対策（第11条）
- 区政、施設の運営や行事へ子どもの意見反映に努めること（第13条）
- 公共施設などを活用した子どもの居場所づくり（第15条）
- 「子どもの権利擁護委員」の設置（第16条～第21条）

保護者や大人の皆さんへ

（「目黒区子ども条例」をより理解していただくために）

皆さんは日ごろ、子どもの命や健康を守る、成長を支える、子どもの思いを受け止めるなど、特に意識していなくても、子どもの権利を当たり前のこととして子どもと接していると思います。でも、残念なことに、子どもの命が脅かされる事件が後を絶たないのも事実です。また、強い立場にある保護者や大人の都合や感情でなされた行為が、子どもの心に深い傷を負わせることもあります。改めて、「児童の権利に関する条約」に示された子どもの健やかな成長に欠かせない「子どもの権利」いわば子どもの基本的人権をしっかりと認識し守ることが、求められています。

「子どもの権利」を尊重することが、甘やかしや過保護につながるのではないかと懸念する声を聞くことがあります。しかし、例えば子どもの意見表明の権利を尊重するということは、子どもの言いなりになることとは違います。子どもの意見や思いを誠実に受け止め、その上で年齢や成長に応じて、対話したりアドバイスを行うなど適切な対応を図ることが大切なのです。

条例や条約をご一読いただき、これらをヒントに、家庭や地域で子どもと誠実に向き合い、子どもが次代を担う社会の一員としてはばたいていけるよう、子どもの生きる力をはぐくんでいきましょう。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

二 権利侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。

三 権利侵害を受けている子どもについて、緊急を要すると認めるときに、その救済のために、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。

四 調査や調整の結果、子どもの成長や人格形成に影響を及ぼすと認めるときに、子どもの権利を侵害したものに対して、その影響度に応じ、意見の表明又は改善の要請を行うこと。

五 改善の要請を受けたものに対して、改善の状況などの報告を求めると。また、その内容を申立人などに伝えること。

（申立てができること）

第十八条 救済の申立てができることは、子どもの権利侵害に関することとします。（後略）

（委員の仕事の進め方）

第十九条 委員は、その仕事を進めるに当たっては、次のことを守らなければなりません。

- 一 それぞれ独立してその仕事を行うこと。ただし、意見の表明又は改善の要請は、原則として合議の上、行うものとします。

二・三・四・五・六・七（省略）

（改善の要請への対応）

第二十条 目黒区は、改善の要請を受けたときは、速やかに改善し、その内容を委員に報告しなければなりません。

2 目黒区以外のものは、改善の要請を受けたときは、速やかに改善し、その内容を委員に報告するよう努めなければなりません。

（委員への協力）

第二十一条 保護者、育ち学ぶ施設、区民及び目黒区で活動を行う団体や事業者は、委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。

第四章 雑則

（委任）

第二十二条（省略）

付則

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第六条及び第三章の規定は、規則で定める日から施行します。

児童の権利に関する条約
(略して「子どもの権利条約」とも呼ばれています)
生存、発達、保護、参加など、子どもの成長にとって必要な子どもの権利が定められたもので、1989年(平成元年)に国連総会において採択されました。日本は1994年(平成6年)にこの条約を批准しています。

児童の権利に関する条約

(子どもの権利条約)

日本ユニセフ協会抄訳

第1条(子どもの定義)

18歳になっていない人を子どもとします。

第2条(差別の禁止)

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、男か女か、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障害があるかないか、お金持ちであるかないか、などによって差別されません。

第3条(子どもにとってもっともよいことを)

子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

第4条(国の義務)

国は、この条約に書かれた権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。

第5条(親の指導を尊重)

親(保護者)は、子どもの心やからだの発達に応じて、適切な指導をしなければなりません。国は、親の指導する権利を大切にしなければなりません。

第6条(生きる権利・育つ権利)

すべての子どもは、生きる権利をもっています。国はその権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。

第7条(名前・国籍をもつ権利)

子どもは、生まれたらすぐに登録(出生届など)されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。

第8条(名前・国籍・家族関係を守る)

国は、子どもの名前や国籍、家族の関係がむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。もし、これがうばわれたときには、国はすぐにそれを元どおりにしなければなりません。

第9条(親と引き離されない権利)

子どもは、親といっしょにくらす権利をもっています。ただし、それが子どもにとってよくない場合は、はなれてくらすことも認められます。はなれてくらすときにも、会ったり連絡したりすることができます。

第10条(他の国にいる親と会える権利)

国は、はなればなれになっている家族がお互いが会いたい、もう一度いっしょにくらしたい、と思うときには、できるだけ早く国を出たり入ったりすることができるように扱わなければなりません。親がちがう国に住んでいても、子どもはいつでも親と連絡をとることができます。

第11条(よその国に連れさられない権利)

国は、子どもがむりやり国の外へ連れ出されたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにしなければなりません。

第12条(意見を表す権利)

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

第13条(表現の自由)

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。ただし、ほかの人に迷惑をかけてはなりません。

第14条(思想・良心・宗教の自由)

子どもは、思想・良心および宗教の自由についての権利を尊重されます。親(保護者)は、このことについて、子どもの発達に応じた指導をする権利および義務をもっています。

第15条(結社・集会の自由)

子どもは、ほかの人びとと自由に集まって会をつくったり、参加したりすることができます。ただし、安全を守り、きまりに反しないなど、ほかの人に迷惑をかけてはなりません。

第16条(プライバシー・名誉は守られる)

子どもは、自分のこと、家族の暮らし、住んでいるところ、電話や手紙など、人に知られたくないときは、それを守ることができます。また、他人からほこりを傷つけられない権利があります。

第17条(適切な情報の入手)

子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れることができます。国は、マスメディア(本・新聞・テレビなど)が、子どものためになる情報を多く提供するようにすすめて、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。

第18条(子どもの養育はまず親に責任)

子どもを育てる責任は、まずその父母にあります。国はその手助けをします。

第19条(虐待・放任からの保護)

親(保護者)が子どもを育てている間、どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、むごい扱いなどを受れたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。

第20条(家庭を奪われた子どもの保護)

子どもは、家族といっしょにくらせなくなったときや、家族からはなれた方がその子どもにとってよいときには、かわりの保護者や家庭を用意してもらふなど、国から守ってもらふことができます。

第21条(養子縁組)

子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい父母のことをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけがそれを認めることができます。

第22条(難民の子ども)

ちがう宗教を信じているため、自分の国の政府と違う考え方をしているため、また、戦争や災害がおこったために、よその国にのがれた子ども(難民の子ども)は、その国で守られ、援助を受けることができます。

第23条(障害のある子ども)

心やからだに障害があっても、その子どもの個性やほこりが傷つけられてはなりません。国は障害のある子どもも充実してくらせるように、教育やトレーニング、保健サービスなどが受けられるようにしなければなりません。

第24条(健康・医療への権利)

国は、子どもがいつも健康でいられるように、できるかぎりのことをしなければなりません。子どもは、病気になったときや、けがをしたときには、治療を受けることができます。

第25条(病院などの施設に入っている子ども)

子どもは、心やからだの健康をとりもどすために病院などに入っているときに、その治療やそこでの扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらふことができます。

第26条(社会保障を受ける権利)

子どもやその家族が生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国がお金をはらうなどして、くらしを手助けしなければなりません。

第27条(生活水準の確保)

子どもは、心やからだのすこやかな成長に必要な生活を送る権利をもっています。親(保護者)はそのための第

一の責任者ですが、親の力だけで子どものくらしが守れないときは、国も協力します。

第28条(教育を受ける権利)

子どもには教育を受ける権利があります。国はすべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、人はだれでも人間として大切にされるという考え方ははずれるものであってはなりません。

第29条(教育の目的)

教育は、子どもが自分のもっているよいところをどんだんのぼしていくためのものです。教育によって、子どもが自分も他の人もみんな同じように大切にされるということや、みんなとなかよくすること、みんなの生きている地球の自然の大切さなどを学べるようにしなければなりません。

第30条(少数民族・先住民の子ども)

少数民族の子どもや、もともとその土地に住んでいる人びとの子どもが、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利を、大切にしなければなりません。

第31条(休み、遊ぶ権利)

子どもは、休んだり、遊んだり、文化・芸術活動に参加する権利があります。

第32条(経済的搾取・有害な労働からの保護)

子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利があります。

第33条(麻薬・覚せい剤などからの保護)

国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。

第34条(性的搾取からの保護)

国は、子どもがポルノや売春などに利用されたり、性的な暴力を受けたりすることのないように守らなければなりません。

第35条(ゆかい・売買からの保護)

国は、子どもがゆかいいされたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。

第36条(あらゆる搾取からの保護)

国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。

第37条(ごうもん・死刑の禁止)

どんな子どもに対しても、ごうもんやむごい扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れりすることは許されません。もし、罪を犯してたいほされても、人間らしく年れいにあった扱いを受ける権利があります。

第38条(戦争からの保護)

国は、15歳にならない子どもを兵士として戦場に連れていってはなりません。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。

第39条(犠牲になった子どもを守る)

子どもがほうっておかれたり、むごいうちを受けたり、戦争にまきこまれたりしたら、国はそういう子どもの心やからだの傷をなおし、社会にもどれるようにしなければなりません。

第40条(子どもに関する司法)

国は、罪を犯したとされた子どもが、人間の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかりと果たせるようになることを考えて、扱わなければなりません。

「児童の権利に関する条約」の財団法人日本ユニセフ協会抄訳全文をそのまま掲載しました。
同協会ホームページ(<http://www.unicef.or.jp>)